

ストップ！滞納
〜公平な税負担を確保するために〜

税の公平性と税収入を確保するため、差押えの強化など滞納の解消に向けた取り組みを進めていきます。

差押えによる滞納処分を強化しています！

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを目指して取り組んでいます。

税金は、皆さんが生活していく上で欠かすことのできない行政サービスを進めるための大切な財源であり、決められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

市税の滞納は、納期限内に納税された多くの皆さんとの公平性を欠き、また、市の財政を圧迫するなど、解決をしなければならない大きな課題となっており、収入があるのに納税しないといった、納税意識に乏しい滞納者に対して、預貯金や給与、年金、不動産などの差押えによる滞納処分を強化しています。

《過去3年間の差押え実績》

	21年度	22年度	23年度
預貯金	59件	67件	85件
給与・年金	16件	22件	41件
動産・不動産	5件	1件	1件
その他	16件	15件	5件
合計	96件	104件	132件



延滞金が増算されます

市税は、税金の種類により複数回に分けて納めることができます。市道民税、固定資産税は各4回、軽自動車税では1回、国民健康保険税では8回の納期が決められています。

それぞれの納期限を過ぎた場合には、法律で定められた延滞金が増算され、納税が遅くなるほど負担が大きくなるので、納期限までに忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた方には、納期限から20日以内に督促状を送付し、また、電話や文書による催告も行っていますので、納税を忘れていた方は最寄りの金融機関などで速やかに納税してください。

延滞金が増算されている場合は、それぞれの納期分の納税後に改めて延滞金の納付書が送付されますので、指定された期日までに忘れずに納めてください。

安心・便利な口座振替

納税には、口座振替が安心で便利です。口座振替とは、本人が指定した税金の種類を、指定した預金口座から自動的に納税する方法で、納期のたびに金融機関へ足を運ぶ必要がなく、一度手続きすると、翌年度からの分も自動的に継続されるため、納税の「うっかり納め忘れ」も防ぐことができます。

税金を滞納している

督促や催告にもかかわらず納税をされない方や、分割納付の約束を守られない方などに対しては、財産の調査を行い、預貯金、給与、年金、土地、建物などの差押えを実施し、滞納になっている税金の解消を進めます。差押えは本人の同意を必要とせず、本人の信用にもかかわらず、早期の納税をお願いします。

納税の相談はお早めに

病気療養や失業、極端な収入の減少など、止むを得ないご家庭の事情や生活困窮などで納期限内の納税が困難な方は、納税の方法について早めにご相談ください。

また、市役所の通常業務時間内に来庁できない方の納税・相談窓口として、定期の夜間・休日相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

- ◆夜間相談窓口 毎月第4木曜日（午後5時から午後8時）
- ◆休日相談窓口 毎月第4日曜日（午前9時から午後5時）

国保に加入されている方へ

国民健康保険（国保）は、加入者が転出された場合や就職、扶養になることにより他の健康保険に加入された場合でも自動的に脱退となりません。脱退の手続きがされないとい、国保に加入したままになり、引き続き国保税が課税されてしまいます。また、他の健康保険に加入していな

市税は納期限までに忘れずに納めましょう！
納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

《納期一覧》 納期限は原則、各月の月末です。

納期	税目期別
5月	軽自動車税（全期） 固定資産税（1期）
6月	市道民税（1期）
7月	固定資産税（2期） 国民健康保険税（1期）
8月	市道民税（2期） 国民健康保険税（2期）
9月	固定資産税（3期） 国民健康保険税（3期）
10月	市道民税（3期） 国民健康保険税（4期）
11月	固定資産税（4期） 国民健康保険税（5期）
12月	市道民税（4期） 国民健康保険税（6期）
1月	国民健康保険税（7期）
2月	国民健康保険税（8期）

《滞納処分までの流れ》

- ◎督促状の発送
納期限までに納税がない場合に発送します。
- ◎電話催告・文書催告
督促状発送後にも納税がない場合に電話・文書により催告します。
- ◎財産調査
督促や催告をしても納税がない場合、勤務先、金融機関、取引先、日本年金機構などに財産の調査を実施します。
- ◎差押え
財産調査で判明した財産を差押えます。
- ◎取立て・公売
差押えた財産を強制的に取立てや公売をし、金銭に換えて滞納している税金に充てます。

問い合わせ

- ▼納税相談、口座振替、固定資産税▼
市・税務課 ☎42-1804
- ▼市道民税、軽自動車税、国民健康保険税▼
市・税務課（市民税係） ☎56-5004
- ▼国保の加入、脱退、異動などの手続き▼
市・市民課 ☎42-1805

市・税務課
☎42-1804
本庁舎2階
☎56-5004
本庁舎1階